

令和 2 年

第 1 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 2 年 1 月 9 日

前橋市農業委員会

令和2年 第1回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和2年1月9日 午後3時00分
- ・閉会日時 令和2年1月9日 午後3時40分
- ・開催場所 市庁舎7階 農業委員会室

・出席委員（23名）

1番 下田 将文	2番 市花 宏之	3番 矢端 晴美	4番 奥野 和子
5番 松島 敏男	6番 大島 俊典	7番 田島 悦夫	8番 星野 和幸
9番 小堀 清	10番 木村 謙	11番 関根 由彦	12番 澁澤 聖一
13番 坂庭 常男	14番 北爪 きよ子	16番 井上 隆	17番 萩原 秀治郎
18番 深町 富士雄	19番 岡田 重雄	20番 須田 一男	21番 石村 利夫
22番 江原 弘	23番 関口 喜弘	24番 堀越 恒弘	

・欠席委員（1名）

15番 青木 朱美

・事務局出席者

事務局長 木村 由美	補佐 齋藤 孝朗	補佐 瀬戸 浩	副主幹 深澤 直純
主任 富澤 和則	主事 師田 美菜子	主事 小池 雪乃	臨時職員 宮田 厚子

・付議事件

- （1）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （2）議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- （3）議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （4）議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （5）議案第5号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）現況証明交付状況について
- （5）農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について

木村局長	それでは、定刻になりましたので、これより令和2年第1回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席の通告者は15番 青木 朱美委員の1名であります。従いまして在任委員24名中、23名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。
堀越会長 木村局長	◇（挨拶） 会議規則第5条の規定より、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よりしくお願いいたします。
議 長	《堀越会長、議長に就任》 それでは、令和2年第1回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。10番 木村謙委員、11番 関根 由彦委員をお願いいたします。 それでは議事に入ります。議案第1号・農地法第3条の規定による審議に入りますが、整理番号3番については、申請関係者に萩原委員が該当しますので、萩原委員の退室をお願いします。 それでは、始めに、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
小池主事	◇（議案書、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明） なお整理番号3番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第1号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号3番を許可とすることに決定いたします。 それでは、萩原委員の入室を許可します。 次に、議案第1号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番、2番、4番から7番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
小池主事	◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明） 整理番号1番、2番は5条申請と関連があるため、後に説明。 整理番号4番、解除条件付き一般法人の新規参入。整理番号6番、譲受人は桐生市で、5,552㎡耕作。 以上、整理番号4番から7番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。
議 長	なお、整理番号4番については、現地・面接調査を、6番については現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
3番委員 （2班班長） 議 長	現地案内図3条の4番をご覧下さい。申請地は粕川町室沢にある農振農用地区域内の農地です。申請地を借り入れ、ネギの作付け、販売を行い、安定した農業経営を行いたいとの事です。面接には、譲受人である代表取締役、ネギ栽培の指導をしている方と行政書士が来られました。現地を確認したところ、4筆の田畑は非常に良く管理されており、すでに立派なネギが植わっておりました。会社は平成30年8月13日に設立され、事業はネギ栽培、農業従事者数は取締役一名で、この方が現場の作業をほぼ一人で行っているとの事です。代表取締役は富岡で鉄工所と農業、認定農業者になっています。栽培する数量は初年度12t、売り上げは530万円を見込んでいます。販売先は、焼き鳥生産量日本で第一位の食品会社で、ねぎまのねぎとして、全量をこの会社に販売します。調査班としては、圃場の管理がよく行き届いており、営農意欲が認められ、技術習得の努力も見られ、営農

計画等も整合性があり、就農、営農の確実性が認められるため、許可相当と判断いたしました。

現地案内図 3 条の 6 番をご覧ください。申請地は、市立月田小学校より北東約 670m に位置し、四方を畑に囲まれた農振農用地区域内の農地です。農地を譲受け、経営規模を拡大したいと考えていたところ、譲渡人が、昨年譲り受けた本件土地の耕作に手が回らない状態であることから、手放したいとの話を聞き、本件農地を譲受け耕作しようと考えました。現地調査を行ったところ、現地は紛うことなき、荒廃農地で、土建業も営んでいる譲受人であれば、現在植わっている大きな木の抜根や整地なども出来ると考え、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

議 長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番、2 番は 5 条申請と関連があるため、後に 5 条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号 4 番から 7 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番、2 番は後に 5 条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号 4 番から 7 番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第 2 号・農地法の規定による許可後の計画変更 5 条申請について、整理番号 1 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹 ◇（議案書、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第 2 号・農地法の規定による許可後の計画変更 5 条申請について、整理番号 1 番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第 3 号・農地法第 4 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

富澤主任 ◇（議案書、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）

なお、整理番号 1 番は農地法第 4 条第 6 項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
1 8 番委員 申請人が高齢ですが、後継者等の確認をしましたか。

富澤主任 現在、後継者いません、ご夫婦で農業経営をされています。

1 8 番委員 埋め土をして、転用できそうな土地ですか。

富澤主任 転用はできそうな土地ではありません。

6 番委員 低い水田で、管理はされていますが、作付けはされていませんでした。

1 3 番委員 河川改修工事の残土の搬入とありますが、何 m までの決まりはありますか。

富澤主任 4 条の場合は何 m の決まりはありません。今回の申請は 7 0 c m です。

議 長 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第 3 号・農地法第 4 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第 4 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 2

深澤副主幹	7番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
議 長	◇（議案書・順次、地目、面積、変更内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）
9番委員	整理番号25番、3条申請と関連があるため、後に説明。
富澤主任	以上整理番号1番から24番、26番、27番は農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
	整理番号4番、除外、転用目的について質問。
	説明。
	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号25番は、この後に審議することとし、1番から24番、26番、27番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第4号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号25番は、この後に審議することとし、1番から24番、26番、27番までを許可とすることに決定いたします。
	なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。
	それでは、審議を保留にしました、農地法第3条申請の整理番号1番、2番、及び農地法第5条申請の整理番号25番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
小池主事	◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）
	以上、整理番号1番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。整理番号2番、事務処理基準に基づく許可基準を満たしております。
深澤副主幹	◇（議案書、地目、面積、変更内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）
議 長	なお、調査班による現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
3番委員 （2班班長）	現地案内図3条の1番、2番、5条の25番をご覧ください。申請地はぐんまフラワーパークから東約2.5kmに位置し、北側は畑、東側は山林、南側は畑、西側は宅地に囲まれた、農振農用地区域内にある農地です。先月の現地調査時に太陽光パネル等の資材がすでに搬入されていたため、撤去する約束であったが、撤去されず保留とした案件です。今回も撤去されておらず、面接も欠席されたため、引き続き調査班としては、保留と判断いたしました。
議 長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
8番委員	農地を賃貸借するのは一部分だけですが残りの3,000㎡は借りないのですか。
富澤主任	残りの部分は借りません。
8番委員	地図上で借りる部分と、借りない部分はどこですか。
富澤主任	地図の詳細説明。
議 長	前回保留になり、資材の撤去について事務局に報告はありませんでしたか。
富澤主任	連絡もなく面接を欠席されました。代理人に連絡致しましたところ、資材を撤去する場所を探しているとの事でした。一旦きれいになるまで取下げしてはとの話はしました。代理人が今週中に来庁予定になっています。
7番委員	申請者に誠実に取り組んでいただきたい。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第3条申請の整理番号1番、2番、及び農地法第5条申請の整理番号25番を保留とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、農地法第3条申請の整理番号1番、2番、及び農地法第5条

申請の整理番号 25 番を保留とすることに決定いたします。

次に、議案第 5 条・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

師田主事

◇（議案書、順次、土地の現況、利用目的、面積等を朗読、説明）

N01、経営農地が付近にある認定農業者が移転を受けるため効率的な農用地利用が期待できます。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第 5 条・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定については、原案を決定いたします。

次に、18 ページから 31 ページの報告事項ですが、報告事項（1）から（4）までの内容は、

- | | |
|-------------------------------|------|
| （1）法第 4 条の届出書の受理状況 | 5 件 |
| （2）法第 5 条の届出書の受理状況 | 24 件 |
| （3）法第 18 条第 6 項の規定による通知書の交付状況 | 11 件 |
| （4）現況証明交付状況 | 5 件 |

報告事項（5）は、12 月総会において許可とした法第 5 条の農地転用 3 件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

議 長

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会いたします。

（閉会午後 3 時 40 分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年1月9日

議 長

署名人

署名人